

平成20年度の補助事業の概要

(畜産業振興事業)

目 次

I 畜産・酪農農家の経営に対する緊急対策

1 酪農家支援のための緊急対策

都府県酪農緊急経営強化対策事業	1
生乳計画生産円滑化支援事業	2
広域指定団体新規需要開発支援事業	3
加工原料乳確保特別事業	4
生乳需要構造改革事業	5
酪農生産基盤改善支援対策事業	6
酪農飼料基盤拡大推進事業	7

2 肉用牛農家支援のための緊急対策

肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業	8
肉用牛生産性向上緊急対策事業	9
肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業	10

3 養豚農家支援のための緊急対策

肉豚価格差補てん緊急支援特別対策事業	11
養豚生産性向上緊急対策事業	12
地域養豚振興特別対策事業	13

4 畜産・酪農農家支援のための緊急融資対策等

家畜飼料特別支援資金融通事業	14
畜産経営生産性向上支援リース事業	15
大家畜特別支援資金融通事業	16
養豚特別支援資金融通事業	17
飼料価格高騰等理解醸成緊急対策事業	18

5 自給飼料基盤強化のための緊急対策

国産飼料資源活用促進総合対策事業	19
うち青刈とうもろこし生産緊急拡大事業	21
うち飼料増産受託システム拡大緊急対策事業	22
うち飼料用米導入定着化緊急対策事業	23
うち未活用資源飼料化促進事業	24

II 畜産物価格関連一般対策

1 酪農関係対策

酪農ヘルパー利用拡大推進事業	2 5
広域生乳流通体制確立事業	2 6
牛乳乳製品消費拡大特別事業	2 7
乳業再編整備等対策事業	2 8
加工原料乳生産者経営安定対策事業	2 9

2 肉用牛関係対策

子牛生産拡大奨励事業	3 0
肉用牛肥育経営安定対策事業	3 1

3 環境対策

家畜排せつ物利活用推進事業	3 2
---------------	-----

4 食肉流通等対策

食肉等流通合理化総合対策事業	3 3
国産食肉需要構造改善対策事業	3 4
畜産副産物需給安定対策事業	3 5
家畜個体識別システム定着化事業	3 6
家畜流通安定緊急対策事業	3 7
食肉流通改善総合対策事業	3 8

5 B S E 関連対策

肉骨粉適正処分緊急対策事業	3 9
B S E 発生農家経営再建支援等事業	4 0

6 その他対策

家畜生産新技術有効活用総合対策事業	4 1
家畜防疫互助基金造成等支援事業	4 2
国産鶏肉生産体制等強化対策事業	4 3
鶏卵需給・消費安定特別対策事業	4 4
高病原性鳥インフルエンザ防疫強化緊急対策事業	4 5
家畜疾病経営維持資金融通事業	4 6

都府県酪農緊急経営強化対策事業（新規）

1 事業の目的

酪農経営については、配合飼料等の生産コストの上昇等のため、とりわけ販売価格への反映の困難な飲用乳生産地域において収益性は大幅に低下しているところである

このため、酪農家は生産性向上に向けた取組を実施するとともに、関係者が一体となって酪農家の取組を支援することにより、酪農経営の安定と健全な発展に資する。

2 事業の内容

(1) 都府県酪農緊急経営強化支援事業

ア 都府県酪農緊急経営強化支援交付金事業

酪農経営強化計画（3カ年計画）に基づいた取組を実施する酪農家に対し、四半期毎に「酪農緊急経営強化支援交付金（経産牛1頭当たり16,500円／年以内）」を交付する（単年度限り）。

酪農経営強化計画の内容

①自給飼料の生産拡大、②飼養管理の改善、③肉用牛部門の導入 等

イ 都府県酪農緊急経営強化推進事業

全国会議・ブロック会議等を開催するほか、取組を実施する酪農家に対し、必要な指導等を行う。

(2) 酪農飼料基盤確保推進事業

酪農家、乳業者、行政関係等が一体となって、飼料自給率向上等の目標の策定を行うとともに、自給飼料を有効に活用している優良事例の調査等を実施する。

また、乳業者は、自給飼料生産拡大等の取組を実施する酪農家に対し、側面的な支援に努める。

3 事業実施主体

民間団体

4 所要額（補助率）

9,184百万円（定額）

生乳計画生産円滑化支援事業（新規）

1 事業の目的

飲用牛乳向け乳価については、全国的に3円程度引き上げられることとなった。しかしながら、乳価の引き上げ等に伴う牛乳の値上げによって消費が減少した場合、特定乳製品等向けの生乳が増加し、プール乳価が低下するおそれがある。

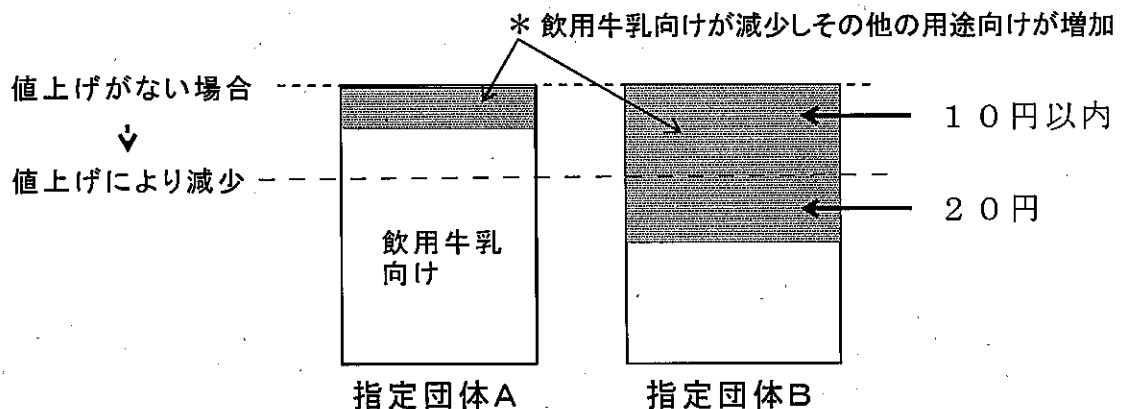
特に、特定乳製品向けの生乳は、乳製品工場の立地等により地域的に偏って発生する傾向にあるため、乳価引き上げに伴う影響が一部地域に偏ることが懸念される。

このため、生産者団体が行う「とも補償」への支援を通じ、牛乳の値上げの影響を緩和する。

2 事業の内容

生産者団体が実施する、牛乳の値上げによる消費減に伴い飲用牛乳向けが減少（その他向けの用途が増加）した指定生乳生産者団体に対する「とも補償」を支援する。

- 補てん金 平均減少率を超える減少分 20円/kg
平均減少率以内の減少分 10円/kg以内
- 拋出金額 生産者団体 飲用牛乳向け1kg当たり10銭
助成金 飲用牛乳向け1kg当たり30銭



3 事業実施主体

(社) 中央酪農会議

4 所要額（補助率）

1,225百万円（3/4、1/2、定額）

広域指定団体新規需要開発支援事業（新規）

1 事業の目的

需要が減少している飲用牛乳向けの生乳供給が中心の都府県における需給改善を図るため、全国連による新たな脱脂乳の需要の開発を支援する。

2 事業の内容

- (1) 全国連が新たな脱脂乳の需要を開発し、当該需要向けの生乳を供給する場合に奨励金（10円/kg）を交付する。
- (2) 全国連が脱脂乳を新たに供給するために必要な施設を乳業工場に整備する場合に助成する。

3 事業実施主体

（社）中央酪農会議、全国農業協同組合連合会、全国酪農業協同組合連合会

4 所要額（補助率）

412百万円（定額、1／2以内）

加工原料乳確保特別事業（新規）

1 事業の目的

国産の脱脂粉乳・バターについては、国際的な乳製品需給の逼迫により一過性の需要が発生している。

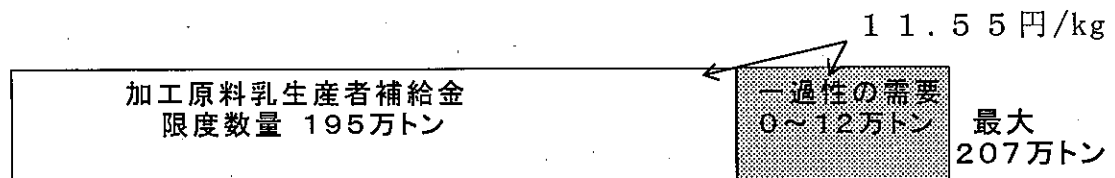
このため、国産乳製品の安全・安心を確保しつつ、一過性の需要に対応して加工原料乳を供給する指定生乳生産者団体に対し、加工原料乳生産者補給金相当額を交付する。

2 事業の内容

一過性の需要に対応して加工原料乳を生産する指定生乳生産者団体（農薬及び動物用医薬品等の使用の記帳・記録の確認を行っている指定生乳生産者団体に限る）に対し、加工原料乳生産者補給金相当額を交付する。

対象生乳：一過性の需要に対応した加工原料乳
（限度数量とあわせ最大207万トン）

交付金単価：11.55円/kg



3 事業実施主体

指定生乳生産者団体、(社)中央酪農会議

4 所要額（補助率）

1,392百万円（定額、1/2以内）

生乳需要構造改革事業

1 事業の目的

国際化の進展を踏まえ、我が国酪農・乳業の健全な発展を図っていくためには、輸入品との一定の競争力を有するチーズや、鮮度が重視される液状乳製品及び発酵乳に仕向けられる生乳の供給を拡大していくことが課題である。

このため、指定生乳生産者団体による、これらの乳製品に仕向けられる生乳の供給拡大を支援すること等により、国産生乳の需要構造の改革を推進し、もって、我が国酪農乳業の健全な発展に資する。(新たに生クリーム等向けの大規模な供給拡大が計画されていることを踏まえ、所要額を増額して支援する。)

2 事業の内容

指定生乳生産者団体が、チーズ、液状乳製品及び発酵乳向け生乳を、基準となる数量を上回って供給した場合に奨励金(新規拡大分12円/kg、増加実績分10円/kg)を交付する。

3 事業実施主体

(社)中央酪農会議

4 所要額(補助率)

9,637百万円(定額、1/2以内)

(事業実施期間:19~21年度)

酪農生産基盤改善支援対策事業（拡充）

1 事業の目的

飼料価格が高騰する中、我が国酪農の国際競争力を強化し、国民に高品質な牛乳乳製品を安定的に供給していくためには、乳量、乳質に優れた生涯生産性の高い優良種畜を高度に利用することにより酪農経営における牛群の遺伝的能力を向上することと併せて、乳用牛の個体管理を強化し、遺伝的能力を十分に発揮させる飼養管理技術の向上を図ることが大きな課題となっている。

このため、優良乳用牛群の効率的生産・利用のための検討、生涯生産性の向上、高度な繁殖技術の活用に向けた取組とともに、飼料給与技術、繁殖管理技術等の飼養管理技術の向上への取組を支援することにより、我が国酪農の生産基盤を改善するものとする。

2 事業の内容

(1) 優良種畜の高度利用による遺伝的能力の向上（能力の高い牛づくり）

ア 能力の高い乳用牛群を効率的に生産するための地域段階での検討会等の実施

イ 生涯生産性の向上に不可欠な体型に関する遺伝的改良に必要なデータ収集

ウ 乳用牛群の遺伝的能力を向上させるため、優良受精卵や供卵牛等の導入や高度な繁殖技術を活用する取組への支援

(2) 生産性の向上に資する飼養管理技術の改善（丈夫で健康な牛づくり）

ア 乳用牛の飼養管理技術の改善に取り組む際に必要な飼料給与情報、繁殖情報等の収集

イ 収集した飼料給与情報や遺伝的能力情報等に基づく適切な技術指導の実施

ウ 技術指導員の研修の実施

エ 乳量、乳質の改善指導に資する機材の導入

3 事業実施主体

（社）家畜改良事業団

4 所要額（補助率）

751百万円（定額、1／2以内）

酪農飼料基盤拡大推進事業（拡充）

1 事業の目的

近年、規模拡大が進展している酪農経営においては、個々の経営体が「畜産環境問題に適切に対応し得る飼料基盤」を有し、さらに環境保全、飼料自給率の向上に資する取組を行うことにより、自然循環機能の維持増進を図る持続性の高い環境調和型の酪農生産構造を確立する必要がある。

このため、飼料基盤に立脚した環境調和型の酪農経営を実施している生産者を支援する。

2 事業の内容

環境と調和した酪農経営の確立に資するため、経産牛1頭当たりの飼料作付面積が基準面積（北海道40a/頭、都府県10a/頭）以上であり、環境保全、飼料自給率の向上に資する取組を実践している生産者に対し、飼料作物作付面積に応じた奨励金を交付する。

① 環境保全、飼料自給率の向上に資する取組を実施する酪農経営への支援（下記の取組みのうち、いずれか一つ）

- ・デントコーン・ソルガムの作付かつスラーの土中施用の実施
- ・不耕起栽培の実施かつスラーの土中施用の実施
- ・無化学肥料栽培の実施
- ・無農薬栽培の実施
- ・緩衝帯の設置による環境保全
- ・その他都道府県知事が特別に認める取組みの実施

@ 7, 500円/ha

② ①の取組みに加え、飼養管理の変更による一層の環境負荷軽減、飼料自給率向上に取り組む酪農経営への支援（下記の取組みのうち、いずれか一つ）

- ・濃厚飼料給与量の低減
- ・経産牛飼養頭数の削減
- ・放牧の実施
- ・TMR（完全混合飼料）給与の実施

@ 8, 000円/ha

3 事業実施主体

民間団体

4 所要額（補助率）

5, 446百万円（定額）

肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業（新規）

1 事業の目的

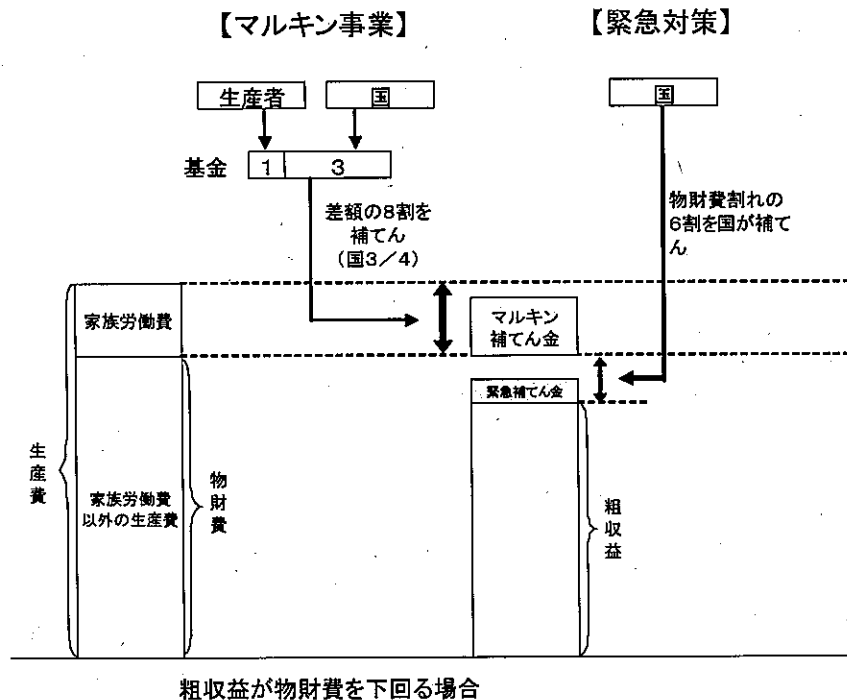
肉用牛肥育経営において、枝肉価格の低迷と導入時の素畜価格高に加え、配合飼料価格の高騰により収益性が著しく悪化しており、特に乳用種肥育経営では物財費すら賄えない状況である。

このため、物財費割れの一部を緊急的・時限的に補てんする特別対策を実施する。

2 事業の内容

(1) 全国平均で品種区分毎の肥育牛1頭当たりの四半期推定所得がマイナス（粗収益が家族労働費を除く生産費を下回ること）となった場合、肉用牛肥育経営安定対策事業（マルキン事業）の契約生産者であって、生産性向上に計画的に取り組む肥育牛生産者に対して、そのマイナス分の6割（補てん率80%×国の負担分3/4）について補てんを行う。

(2) (1)の事業の円滑な推進のため、生産性向上のための検討会の開催や指導等を行う。



3 事業実施主体 民間団体

4 所要額（補助率）

3,995百万円（定額）

[事業実施期間：20～21年度]

肉用牛生産性向上緊急対策事業（新規）

1 事業の目的

肉用牛経営において、飼料価格高騰に対処するためには、繁殖性の向上や事故率の低減等を通じた生産性の向上を強力に推進する必要がある。

このため、各地域において、肉用牛生産性向上目標を掲げ、これら目標を地域が一体となって達成していくための取組に対する支援を行うことにより、肉用牛経営の体質強化を図る。

2 事業の内容

(1) 肉用牛生産性向上推進対策

肉用牛生産性向上目標設定のための検討会や技術普及のための研修会の開催、現地指導等の実施

(2) 肉用牛生産性向上対策

地域における肉用牛生産性向上目標の達成に必要な器具機材の整備等を支援

ア 雌牛繁殖性向上対策

分娩間隔短縮や受胎率向上等繁殖性の向上を図るため、種付け及び分娩の繁殖情報等の収集分析、発情発見器や発情同期剤等の導入

イ 肉用牛事故率低下対策

肉用牛の事故率低下による生産性の向上を図るため、分娩監視装置、冷却用細霧装置、集団哺育用パイプハウス牛舎、衛生資材等の導入

3 事業実施主体

民間団体

4 所要額（補助率）

1,192百万円（定額、1/2以内）

〔事業実施期間：平成20～21年度〕

肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業

1 事業の目的

肉用牛の生産基盤は、小規模・高齢者層等の離脱により、その脆弱化が危惧されるとともに、改良基盤の縮小が大きな問題となっている。

このため、繁殖雌牛の導入をはじめとする肉用繁殖雌牛の増頭に資する対策を中心に、新規参入、改良増殖対策、地域の特色ある肉用牛振興対策を実施し、肉用牛生産基盤の強化を図る。

2 事業の内容

(1) 新規参入円滑化等対策

繁殖経営への新規参入を促進するため、農協等が飼養管理施設等の整備を行い、新規参入者等に貸し付けを行う場合に支援を行う。

(2) 肉用牛改良増殖強化対策

優良種雄牛の作出及び広域利用のため、優良な育種資源の確保・利用、集中的な後代検定等を行う。

(3) 肉用牛繁殖雌牛能力評価等対策

繁殖雌牛等の能力評価の推進のため、枝肉情報の収集、分析、提供等を行うとともに、候補種雄牛生産のための優良雌牛の確保、後代検定推進のための普及啓発及び広域的な種雄牛評価の推進等を行う。

(4) 肉用牛増頭強化対策

繁殖雌牛の増頭を強力に推進するため、生産者集団等が自ら増頭目標等を含む地域増頭計画を策定し、この目標の達成に向けた取組について総合的に支援を行う。

①繁殖雌牛導入推進

④増頭に資する器具機材等の導入

②酪農経営を活用した肉用牛増頭

⑤遊休農地等を活用した放牧推進

③円滑な雌牛継承

⑥公共牧場草地資源利活用促進

(5) 地域の特色ある肉用牛振興対策

地域の特色ある肉用牛振興を図るための取組等の支援を実施。

(6) 肉用牛振興推進指導

上記事業（(1)及び(2)を除く。）の推進に必要な推進会議の開催、計画の策定、連絡調整、調査、指導、研修等を行うとともに、酪農地域や水田地域等、新たに肉用牛生産に取り組む地域における技術指導等を実施。

3 事業実施主体

(社)家畜改良事業団、(社)全国肉用牛振興基金協会、民間団体、農協等

4 所要額（補助率）

4,451百万円（定額、1/2以内等）

肉豚価格差補てん緊急支援特別対策事業（組替新規）

1 事業の目的

養豚経営においては、配合飼料価格の高騰等による収益性の悪化が懸念されることから、地域肉豚生産安定基金の財源を活用し、各道府県における生産者積立金の積み増しに対する緊急支援を行うことにより、肉豚価格差補てん事業の機動的・効果的な運用を推進する。

2 事業の内容

(1) 肉豚価格差補てん緊急支援事業

道府県単位で生産者等自らが自主的に実施している肉豚価格差補てん事業について、各道府県団体が地域保証価格（肉豚価格がこの価格を下回ったときに生産者積立金により補てん金の交付が行われる価格）の引上げを行う場合に要する生産者積立金の積み増し原資の一部を地域肉豚生産安定基金から供給する。

※ 各道府県において、地域肉豚生産安定基金からの資金供給によっても生産者積立金が枯渇した場合は、補てん金は交付されない仕組みとする。
なお、補てん金の交付対象者は、肉豚価格差補てん事業の契約生産者であって生産性向上に計画的に取り組む者とする。

(2) 肉豚価格差補てん緊急支援推進事業

(1)の事業の円滑な推進を図るための推進会議の開催、連絡調整、指導等を行う。

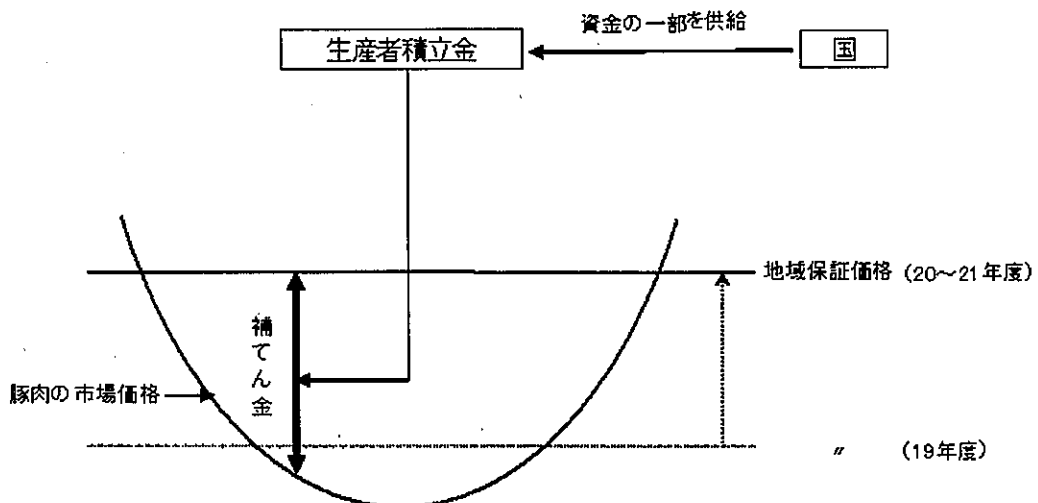
3 事業実施主体

民間団体

4 所要額（補助率）

6, 176百万円（定額）

[事業実施期間 20～21年度]



養豚生産性向上緊急対策事業（新規）

1 事業の目的

養豚経営において、飼料価格高騰に対処するためには、事故率の低減や繁殖性の向上等を通じた生産性の向上を強力に推進していくことが喫緊の課題となっている。

このため、各地域において豚生産性向上目標を掲げ、これら目標を地域が一体となって達成していくための取組に対する支援を行うことにより、養豚経営の体質強化を図る。

2 事業の内容

(1) 生産性向上推進指導

豚生産性向上目標設定等のための検討会や技術普及のための講習会の開催、現地指導等を行う。

(2) 生産性向上促進対策

地域における豚生産性向上目標や衛生プログラムの達成等に向けた以下の取組を支援する。

ア 事故率低減対策

地域防疫対策の確立、病原体の侵入・まん延防止（オールインオールアウト方式の導入等）の徹底等

イ 繁殖性向上対策

豚人工授精の普及、早期妊娠診断の実施等

ウ 労働生産性等の向上対策

個体管理の徹底、飼料給与方式の改善等

3 事業実施主体

民間団体、農協等

4 所要額（補助率）

1, 161百万円（定額、1／2以内）

[事業実施期間：20～21年度]

地域養豚振興特別対策事業（組替）

1 事業の目的

WTO交渉等国际化の一層の進展が予想される中、我が国養豚の安定的な発展を図るためには、実需者の需要に対応していくとともに、食品の安全確保といった消費者の新たなニーズに即した高品質な豚肉の低コスト生産が不可欠である。

このため、各地域における種豚の改良や未利用資源等を活用した特色ある銘柄豚生産等を推進することにより、国産豚肉に対する需要の確保、国際競争力を備えた養豚生産基盤の確立に資する。

2 事業の内容

(1) 地域養豚振興促進

① 豚改良体制再編整備推進

組織的な改良及び優良種豚の確保・効率的利用体制を構築するため、能力検定の推進、多様な特性を有する育種資源（純粋種）の確保、不良遺伝形質の排除等による肉質改善の推進等を行う。

② 地域資源活用等銘柄化確立推進

新たに地域の未利用資源を活用するなどして、生産性を高めつつ、高付加価値化を図るための銘柄豚の生産体制の確立に向けた組織的な取組を行う。

(2) 養豚振興推進指導

(1)の事業の円滑な推進に必要な計画の策定、地域における課題の検討、調査、指導等を行う。

3 事業実施主体

民間団体、農協等

4 所要額（補助率）

662百万円（定額、1／2以内）

畜産経営生産性向上支援リース事業（新規）

1 事業の目的

生産性の向上を図ろうとする畜産経営等に対し、個々の経営の創意工夫や主体的な判断を尊重しつつ、経営改善への取組を支援するという観点から、必要な機械等の整備を推進し、畜産経営の生産性向上対策を支援する。

1 事業の内容

畜産経営の生産性向上を図るために必要な機械等を畜産農家等（貸付対象者）にリースする事業実施主体に対し、当該機械等の購入費の1/3を助成する。（貸付対象者は、対象機械等を2/3の費用でリース方式により導入。）

<貸付対象機械>

畜産経営の生産性向上に資する機械等として以下に掲げるもの

- ① 生産効率向上に資する機械等（通風装置、飼料攪拌機、細霧装置 等）
- ② 労働力軽減に資する機械等（自動哺育機、自動給餌機、自動搾乳装置 等）
- ③ 飼料費低減等に資する機械等（飼料収穫機、飼料梱包機、飼料貯蔵施設、エコフィード給餌装置 等）

3 事業実施主体

民間団体

4 所要額（補助率）

13,409百万円（定額）

大家畜特別支援資金融通事業（新規）

1 事業の目的

負債の償還が困難な酪農及び肉用牛経営に対し、長期・低利の借換資金の融通を行うことにより、経営の安定及び後継者への経営継承の円滑化を図る。

2 事業の内容

(1) 酪農及び肉用牛経営に対して長期・低利の借換資金の融通を行う農協等融資機関に対して利子補給を行うとともに、保証基盤の拡充を行う。

① 経営改善資金

毎年の約定償還額のうち当該年度において償還が困難なものを借り換える（ローリング方式）資金の融通等

② 経営継承資金

後継者が親等から大家畜経営を継承する場合に、必要な範囲で負債を一括して借り換える資金の融通

③ 保証基盤の拡充

上記①、②の資金を円滑に融通するため保証基盤の拡充

④ 貸付対象者

ア 経営改善資金

「経営改善計画」を作成し、都道府県知事の承認を受けた経営

イ 経営継承資金

資金借受後に後継者が経営を継承する経営で「経営改善計画」を作成し、都道府県知事の承認を受けた経営

⑤ 償還期間等（平成20年2月21日現在）

	経営改善資金			経営継承資金
	一般	特認	残高借換	
償還期間	15年以内	25年以内	25年以内	25年以内
うち据置期間	3年以内	5年以内	5年以内	5年以内
貸付利率	1.70%以内	1.70%以内	1.70%以内	1.70%以内
利子補給率	1.01%以内	1.01%以内	1.01%以内	1.01%以内

(2) 飼料・原油高に対する緊急対策（20年度のみ）

① 既存資金の条件緩和

貸付金利3%を超える既存畜特資金の金利相当額の助成

② 新たな資金調達手法の確立

家畜を担保とした資金調達手法の早急な確立

3 事業実施主体

民間団体

4 融資枠

400億円

養豚特別支援資金融通事業（新規）

1 事業の目的

負債の償還が困難な養豚経営に対し、長期・低利の借換資金の融通を行うことにより、経営の安定及び後継者への経営継承の円滑化を図る。

2 事業の内容

(1) 養豚経営に対して長期・低利の借換資金の融通を行う農協等融資機関に対して利子補給を行うとともに、保証基盤の拡充を行う。

① 経営改善資金

毎年の約定償還額のうち当該年度において償還が困難なものを借り換える（ローリング方式）資金の融通等

② 経営継承資金

後継者が親等から養豚経営を継承する場合に、必要な範囲で負債を一括して借り換える資金の融通

③ 保証基盤の拡充

上記①、②の資金を円滑に融通するため保証基盤の拡充

④ 貸付対象者

ア 経営改善資金

「経営改善計画」を作成し、都道府県知事の承認を受けた経営

イ 経営継承資金

資金借受後に後継者が経営を継承する経営で「経営改善計画」を作成し、都道府県知事の承認を受けた経営

⑤ 償還期間等（平成20年2月21日現在）

	経営改善資金			経営継承資金
	一般	特認	残高借換	
償還期間	7年以内	15年以内	15年以内	15年以内
うち据置期間	3年以内	5年以内	5年以内	5年以内
貸付利率	1.70%以内	1.70%以内	1.70%以内	1.70%以内
利子補給率	1.01%以内	1.01%以内	1.01%以内	1.01%以内

(2) 飼料・原油高に対する緊急対策（20年度のみ）

・既存資金の条件緩和

貸付金利3%を超える既存畜特資金の金利相当額の助成

3 事業実施主体

民間団体

4 融資枠

50億円

飼料価格高騰等理解醸成緊急対策事業（新規）

1 事業の目的

生産者の努力で吸収し得ない生産コストの上昇については、消費者の理解を得て、畜産物の小売価格に適切に反映させていくことが必要である。

このため、広告媒体を用いたキャンペーン、街頭宣伝等の積極的な広報啓発活動を支援すること等により、価格反映に向けた環境整備を推進する。

1 事業内容

(1) 推進協議会等の開催

飼料価格の高騰や生産者の生産性向上の取組等について、生産者、加工・流通業者及び消費者の間で認識や理解を共有するため、全国段階における中央推進協議会、地方段階における地方推進協議会等を開催する。

(2) 広報啓発活動への支援

ア 生産者団体等の活動への支援

生産者団体等が行うポスターやパンフレットを用いたキャンペーン、街頭宣伝等の広報啓発活動に対し助成する。

イ 卸・小売団体等の活動への支援

卸・小売団体や生協等が行う、畜産物の値上げに対する理解醸成のための活動に対し助成する。

1 事業実施主体

民間団体

4 所要額（補助率）

178百万円（定額、1/2以内）

〔事業実施期間 平成20年度～平成21年度〕

国産飼料資源活用促進総合対策事業（拡充）

1 事業の目的

飼料の主要原料であるとうもろこし価格の上昇等による配合飼料価格の上昇により、飼料原料の多くを輸入に依存している我が国の畜産経営は、極めて厳しい状況に置かれつつある。

このため、緊急に青刈とうもろこし等の高栄養な自給飼料の一層の増産を図るとともに、この緊急的な生産拡大により不足する労働力を補完するため、コントラクター（飼料生産の作業代行を受託する組織）の育成・拡大、飼料用米や未活用資源の飼料利用の拡大・定着により、自給可能な国産飼料の一層の生産・利用拡大を図る。また、レンタカウを活用した放牧の導入促進及び専用品種の安定供給による飼料用稲の生産拡大、家畜の飼養技術の改善・改良によるさらなる生産性の向上等を図り、飼料資源をめぐる新たな国際環境に対応できる畜産の生産構造の確立を図る。

2 事業の内容

(1) 青刈とうもろこし生産緊急拡大事業（新規）

飼料作物以外が作付けられている畑地や耕作放棄地において、新たに青刈とうもろこしやソルガムといった高栄養飼料作物の作付を促進する。

(2) 飼料増産受託システム拡大緊急対策事業（拡充）

青刈とうもろこしの緊急生産拡大等に伴う労働力不足に対応するため、飼料生産を担う受託組織の育成・拡大を一層推進し、自給飼料の増産を図る。

(3) 飼料用米導入定着化緊急対策事業（拡充）

飼料用米の利活用モデル実証の全国展開を図るとともに、飼料用米の円滑流通や配合飼料原料としての利用に必要な機械施設の整備に対する支援を行う。

(4) 粗飼料自給率向上総合対策事業（拡充）

ア 高位生産草地等への転換促進

生産性の低下が懸念される草地の高位生産草地等への転換を促進する。

イ 粗飼料の効率的利用推進

放牧による効率的な飼料利用を推進するため、放牧経験牛の貸し出し（レンタカウ）を行う仕組みを地域に構築する。

ウ 飼料作物種子の安定供給

飼料作物種子の増殖保管を行うとともに、稲発酵粗飼料用等の生産拡大に応じた専用品種の種子の供給体制を緊急に整備する。

(5) 未活用資源飼料化促進事業（拡充）

ア 新たにエコフィードの生産・利用に取り組もうとする地域における専門技術者の確保・育成等の取組に対する支援を行う。

イ 未活用・低利用資源の飼料化促進

小規模店の豆腐かす、パンくずやDDGS等新たな飼料原料について、実証試験等による利用方法の検討を行う。

(6) 畜産生産性向上促進総合対策事業（拡充）

家畜の飼養技術の向上による更なる生産性の向上を図るため、相談窓口の設置や地域相談員による活動により飼養技術情報の集約、普及・指導を行う。

3 事業実施主体

民間団体

4 所要額

6,867百万円（定額、1／2以内）

〔事業実施期間 20～21年度〕

国産飼料資源活用促進総合対策事業のうち 青刈とうもろこし生産緊急拡大事業（新規）

1 事業の目的

現在畜産農家が使用している輸入濃厚飼料について、土地資源を有効活用した青刈とうもろこしやソルガムといった高栄養の自給飼料に置き換えていくことが極めて有効である。

このため、畜産経営等が新たに生産に取り組む青刈とうもろこしやソルガムの作付面積に応じた助成を行うことにより、土地基盤に基づいた大家畜生産への転換を推進する。

2 事業の内容

現在飼料作物以外が作付けられている畑地や耕作放棄地において、新たに青刈とうもろこしやソルガムといった高栄養飼料作物を作付ける場合、取組面積に応じて、助成金（12千円/10a）を交付する。

3 事業実施主体

（社）日本草地畜産種子協会

4 所要額

1,217百万円（定額）

〔事業実施期間：平成20～21年度〕

国産飼料資源活用促進総合対策事業のうち 飼料増産受託システム拡大緊急対策事業（拡充）

1 事業の目的

配合飼料価格高騰に対応し、濃厚飼料依存から自給飼料に立脚した畜産経営の確立が求められており、特に、土地資源を有効活用した青刈とうもろこし・ソルガムや稲発酵粗飼料・飼料用米といった高栄養の自給飼料増産を図り、配合飼料給与の削減を図っていくことが緊急の課題となっている。

しかしながら、畜産経営においては、飼養規模の拡大や高齢化の進展により、飼料生産労働力が不足している状況にある。

このため、緊急に飼料生産を担う受託組織の育成・拡大に対する支援を強化することにより、畜産経営の安定を図る。

2 事業内容（拡充部分のみ）

（1）長大作物生産の緊急推進

青刈とうもろこし等長大作物の緊急的生産拡大についての飼料生産の受託を緊急に推進するため、長大作物の作業受託面積を3年間拡大するコントラクターに対し、単年度に限り、長大作物の作付作業及び収穫作業について、緊急支援を行う。

（2）コントラクター業務平準化促進（受託作業種目の拡充）

コントラクターの育成・定着を図るための受託面積に応じた助成について、飼料用稲の作付作業、飼料用米の収穫作業等を補助対象受託作業種目に新たに追加する。

3 事業実施主体

全国連

4 所要額（補助率）

968百万円（定額）

〔事業実施期間：平成19～23年度（事業採択は21年度まで）〕

国産飼料資源活用促進総合対策事業のうち 飼料用米導入定着化緊急対策事業（拡充）

1. 事業の目的

最近の配合飼料価格の高騰により、米が国内で生産される有力な飼料用穀物として期待され、低コスト生産技術確立試験として生産が推進されている。

しかしながら、実際に飼料用米が生産されても、国内で飼料用米の利活用が本格的に行われたことがないことから、畜産側において、飼料用米を活用した畜産物の付加価値化等を図るとともに、米の飼料活用を可能とする環境・体制を整備することが課題となる。

このため、飼料用米の利活用を行うモデル実証を全国的に展開するとともに、生産される畜産物の付加価値化を図るための給与方法等の検討、飼料用米の利活用に必要な機械等の整備を推進し、畜産経営の安定に資する。

2 事業内容

- (1) 飼料用米の利用拡大を図るための検討会を開催する。(継続)
- (2) 飼料用米の利活用に関する実態調査を実施する。(継続)
- (3) 飼料用米(対象:20年産)の利活用をモデル実証するのに必要な経費に対し助成を行う。(拡充)
- (4) 飼料用米を主食用米と区分して円滑に流通するため、必要となる機械施設の整備を支援する。(新規)
- (5) 配合飼料原料として飼料用米等の利用を促進するため、必要となる機械施設の整備を支援する。(新規)

3 事業実施主体 民間団体

4 所要額(補助率) 3,140百万円(定額)

国産飼料資源活用促進総合対策事業のうち 未活用資源飼料化促進事業(拡充)

1 事業の目的

飼料の主要原料であるとうもろこし価格の上昇等により配合飼料価格は上昇しており、飼料原料の多くを輸入に依存している我が国の畜産経営は、極めて厳しい状況に置かれつつある。

このため、食品残さ等の未活用資源の飼料利用を一層促進することが必要であり、取組の中核となる専門技術者の確保等について支援することで、未活用資源の利用を推進し、飼料コストの低減を図る。

2 事業内容

(1) 地域エコフィード利用体制確立支援(拡充)

地域での未活用資源の飼料利用を進めるため、関係者による連携、地域情報の分析等を行うとともに、食品残さの飼料化を事業化しようとする地域的取り組みを確実に成功に導くため、専門技術・知識の習得を図る地域研修会の開催及び事業化に必要な検討・助言を担う専門技術者を地域に設置する。

(2) 未活用・低利用資源の飼料化促進(拡充)

小規模店の豆腐かす、パンくず等の低利用資源やDDGS等新たな飼料原料の掘り起こしとともに、実証試験等による利用方法の検討、活用のための技術マニュアルの作成を行い、未活用・低利用資源の飼料化を促進する。

3 事業実施主体

民間団体

4 所要額(補助率)

434百円(定額、1/2以内)

[事業実施期間:平成19~21年度]

酪農ヘルパー利用拡大推進事業

1 事業の目的

酪農ヘルパーの利用拡大を総合的に推進することにより、ゆとりある生産性の高い酪農経営の実現を図るとともに、新規就農及び円滑な経営継承を促進し、もって我が国酪農の安定的発展に資する。

2 事業の内容

(1) 利用拡大補助金の交付

酪農家に対する、利用日数の増加に応じた補助金交付等を行う。

(2) ヘルパー要員の確保・養成

ヘルパー就業希望者の募集、相談活動等を行うとともに、ヘルパー要員の養成研修を開催する。

(3) 傷病時のヘルパー利用の円滑化

傷病時のヘルパー利用料金を軽減する互助制度を実施する利用組合に対して、互助組織の広域化や利用組合の統合等の互助制度の普及・定着化に取り組んだ場合に、軽減に要した費用の一部を助成する。

(4) 新規就農・経営継承推進

新規就農希望者及び経営移譲希望者等の情報収集等を行い、新規就農及び円滑な経営継承を推進する。

3 事業実施主体 (社)酪農ヘルパー全国協会

4 所要額 (補助率) 4 2 1 百万円 (定額)

広域生乳流通体制確立事業

1 事業の目的

生乳の流通コストの低減と的確な需給調整等を推進するため、広域的な生乳流通体制の確立を図り、もって我が国酪農の安定的な発展に資する。

2 事業の内容

(1) 中央段階

- ① 統一的な乳量測定及びサンプル採取方法の検討、マニュアルの作成、指導者研修会の開催等
- ② 国際化の進展等を踏まえた生産構造の研究

(2) 地方段階

- ① 統一的な乳量測定及びサンプル採取方法の普及・定着のための研修会の開催、乳価テーブルの検討等
- ② 統一的な乳量計及びサンプラーのミルクタンクローリーへの設置

3 事業実施主体

(社) 中央酪農会議

4 所要額 (補助率)

300百万円 (定額、1/2以内、1/3以内)

牛乳乳製品消費拡大特別事業

1 事業の目的

飲用牛乳の消費が減少していることを踏まえ、牛乳・乳製品の消費拡大対策を総合的に推進し、もって我が国の酪農・乳業の発展に資する。

2 事業の内容

(1) 機能性の調査及び普及啓発等

牛乳・乳製品の機能性・有用性等に関する調査、学術論文の収集・整理、創造的な商品に焦点を当てた商品紹介等による普及啓発の促進等に対する支援を行う。

(2) 需給実態の調査及び新商品の開発促進等

牛乳・乳製品の需要動向等に関する調査、消費者ニーズの把握、新商品の開発促進等に対する支援を行う。

(3) 酪農に対する理解醸成活動の推進

酪農への理解を醸成するため、推進主体となる酪農家の育成及び活動実施牧場の指導、自家製牛乳・乳製品の製造のための技術研鑽等に対する支援を行う。

(4) 国産牛乳・乳製品の価値向上対策

製造・流通段階における品質管理の高度化、牛乳・乳製品を利用した料理講習会の開催、牛乳販売店が行う普及啓発活動等に対する支援を行う。

3 事業実施主体

民間団体

4 所要額（補助率）

699百万円（定額、1／2以内）

乳業再編整備等対策事業

1 事業の目的

国際化の進展を踏まえた乳業工場の再編合理化や、高度な衛生管理水準を備えた乳業工場への集約化を図るとともに、生乳の集送乳の拠点となる貯乳施設の集約化等を支援し、もって我が国酪農・乳業の安定的発展に資する。

2 事業の内容

(1) 効率的乳業工場整備対策

牛乳・乳製品製造の合理化のため、複数の乳業者が連携して行う乳業工場の新設・増設に要する経費を助成。

(2) 廃止工場対策

高度な衛生管理水準を備えた乳業工場に生産集約するため、乳業工場の廃業等に要する経費を助成。

(3) 共同配送施設整備対策

牛乳・乳製品の流通の合理化・効率化を推進するため、共同配送施設の整備に要する経費を助成。

(4) 集送乳合理化等推進整備

余剰生乳の一時的な需給調整を行うための余剰生乳処理機能を有する拠点施設又は集送乳の合理化を図る上での拠点施設としての大型貯乳施設の整備に要する経費を助成。

(5) 再編整備推進対策

(1)～(4)の対策を具体的に推進するため、中央団体等が行う全国会議等の経費を助成。

3 事業実施主体

農業協同組合、農業協同組合連合会、事業協同組合等

4 所要額（補助率）

4, 120百万円（定額、1/3以内、1/5以内）

加工原料乳生産者経営安定対策事業

1 事業の目的

加工原料乳価格が需給変動等により低落した場合に、生産者の抛出と国の助成金とによる生産者積立金によりその一定部分を補てんし、加工原料乳生産者補給金制度と一体となって、酪農経営の安定を図り、もって生乳の再生産の確保及び牛乳乳製品の安定供給に資する。

2 事業の内容

(1) 経営安定対策の推進

事業の普及啓発、生産者積立金の徴収・管理、補てん金の交付等の業務を実施するに当たり必要な経費を助成する。

(2) 経営安定対策基金の造成

加工原料乳価格が補てん基準価格（過去3年間の平均取引価格）を下回った場合に、加工原料乳の生産者に補てん金（価格低落の8割）を交付する。

3 事業実施主体

指定生乳生産者団体等

4 基金規模

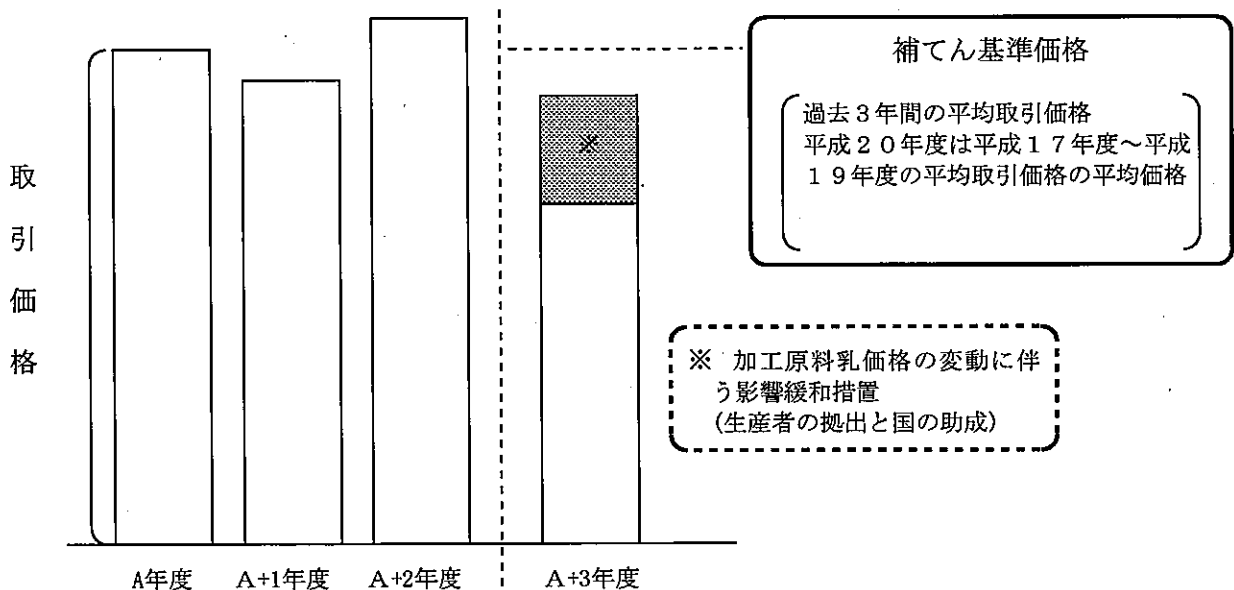
6,000百万円（定額、3/4以内、1/2以内）

(参考)

加工原料乳生産者経営安定対策の具体的な仕組み

- ① 運用単位：全国一本
- ② 業務対象年間：3年
- ③ 補てん基準価格：全国の過去3年間の平均取引価格
- ④ 補てん割合：8割

(加工原料乳生産者経営安定対策事業)



子牛生産拡大奨励事業

1 事業の目的

子牛価格低落時に、繁殖雌牛頭数の拡大・維持者に対して奨励金を交付することにより、肉専用種繁殖経営における子牛生産拡大意欲の向上を図り、もって我が国肉用牛資源の拡大に資する。

2 事業の内容

子牛価格が下記の発動基準を下回った場合に、肉専用種繁殖雌牛頭数の増頭者及び維持者に対し、販売又は自家保留された子牛1頭当たり下記の奨励金を交付する。

品 種	発 動 基 準	単価（子牛1頭当たり）	
		増頭者 （拡大奨励金）	維持者 （生産奨励金）
黒毛和種	35万円を下回った場合	10千円	7千円
	34万円を下回った場合	20千円	15千円
	33万円を下回った場合	30千円	22千円
	32万円を下回った場合	40千円	30千円
	31万円を下回った場合	45千円	34千円
褐毛和種	32万円を下回った場合	25千円	—
	29万円を下回った場合	〃	16千円
その他の 肉専用種	23万円を下回った場合	19千円	—
	21.1万円を下回った場合	〃	12千円

注：子牛価格は、肉用子牛生産者補給金制度において定められる指定市場の平均売買価格（四半期ごと）とする。

3 事業実施主体

民間団体

4 所要額（補助率）

6,837百万円（定額）

肉用牛肥育経営安定対策事業

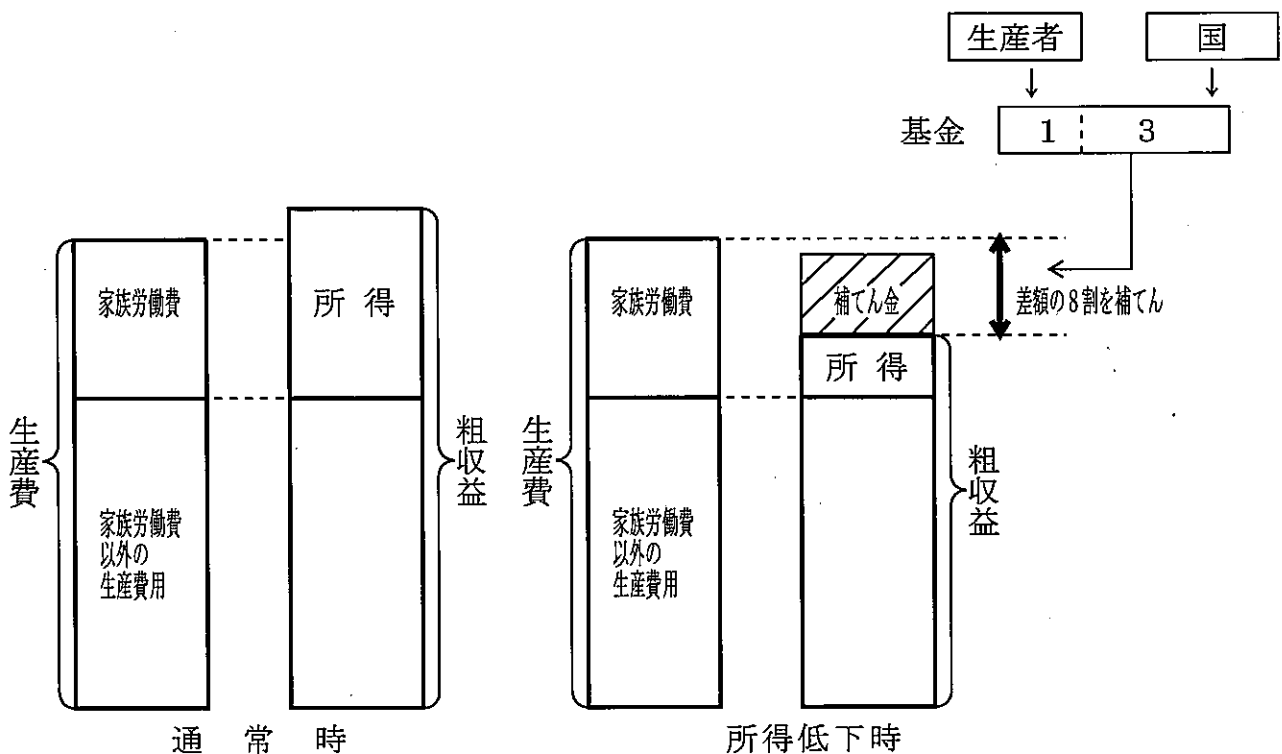
1 事業の目的

肉用牛肥育経営の安定を図るため、生産者の抛出と国の助成により基金を造成し、収益性が悪化したときに家族労働費を補てんする。

2 事業の内容

都道府県ごとに肥育牛1頭当たりの推定所得が基準家族労働費を下回った場合に、その水準に応じて四半期ごとに肥育牛生産者に補てん金を交付する。

- (1) 抛出割合 生産者：国＝1：3
- (2) 事業実施期間 平成19年度～平成21年度（3年間）
- (3) 発動基準 基準家族労働費（直近3カ年の平均家族労働費）
- (4) 補てん割合 基準家族労働費と四半期平均推定所得との差額分の8割
- (5) 対象品種 肉専用種、交雑種、乳用種の3区分
（必要に応じて褐毛・短角の設定も可能）
- (6) 生産者積立金 都道府県ごとに金額を決定
- (7) 事業対象経営 認定農業者及び認定農業者に準ずる者として都道府県知事が認定した者



3 事業実施主体

(社) 中央畜産会、都道府県団体

4 所要額（補助率）

14,887百万円（定額、3/4以内）

家畜排せつ物利活用推進事業（新規）

1 事業の目的

たい肥の利用促進を図るために必要なたい肥調整・保管施設の整備の推進や家畜排せつ物の高度利用等を促進するためのモデル地区の整備及び普及のほか、地域における畜産環境対策等への指導体制の強化、指導者の育成等を実施し、家畜排せつ物の利活用の推進といった畜産環境対策をめぐる新たな課題に適切に対応する。

1 事業の内容

(1) たい肥調整・保管施設整備事業

たい肥の利用促進を図るため、たい肥の調整・保管に必要な機械施設を畜産農家等にリースする事業実施主体に対し、当該機械施設の購入費の1/2を助成する。

(2) 家畜排せつ物利用促進モデル等確立普及事業

家畜排せつ物の高度利用等の促進を図るため、高度利用等の普及の礎となるような実証地区を整備するとともに、家畜排せつ物の利用促進に関する優良事例を取りまとめ、全国的なシンポジウム等を通じてその普及を促進する。

(3) 畜産環境保全指導事業

各地域における家畜排せつ物処理施設の適切な運転・管理技術の普及、高品質なたい肥生産と適正な利用への指導体制の強化等を行うとともに、新技術や耕畜連携などの普及・推進に資する人材育成のための研修等を実施する。

3 事業実施主体

民間団体

4 所要額（補助率）

3,001百万円（定額、1/2以内）

食肉等流通合理化総合対策事業（拡充）

1 事業の目的

食肉等の消費・流通構造の変化に伴い、多様化・高度化している消費者・実需者ニーズに即した流通システムの効率化等が求められている。

このため、生産と流通、加工が一体となった産地形成を図るため、産地食肉センター、食鳥処理施設及び家畜市場における機能向上のための整備を行うほか、豚副産物の分別等BSE関連規制に対応した施設整備、牛せき柱の適正管理の推進、食肉処理・加工の効率化のための技術開発等を総合的に実施することにより、流通コストの低減を図るとともに、安全・安心な食肉等の流通体制の確立に資する。

2 事業の内容

(1) 食肉等の流通施設整備等(拡充)

① 食肉流通施設整備等

産地食肉センター、大規模物流施設等における衛生対策強化、高付加価値化等総合的な食肉流通施設の整備、輸出に係る施設整備等

② 鶏肉流通施設整備等

食鳥処理施設の整備、成鶏肉の衛生管理向上及び安定集出荷体制の整備等

③ 家畜流通施設整備等

家畜市場の機能高度化に必要な施設整備、家畜の取引・流通実態に即したトレサ制度の活用や家畜流通のあり方等の検討、集出荷計画の策定等

(2) BSE対応新食肉流通体制整備

産地食肉センターにおける豚原料の分別、SRM（特定危険部位）の焼却等に係る施設の整備等

(3) 牛せき柱適正管理推進

関係法令の遵守、管理記録の保管等に関する研修を実施した場合に、促進費を交付

(4) 食肉処理効率化技術開発推進

効率的な部分肉処理等に係る技術開発

(5) 食肉取引円滑化推進

食肉の肉質評価技術の普及等

3 事業実施主体

農協、農協連、中央団体、中小企業等協同組合等

4 所要額（補助率）

2, 424百万円（定額、1/2以内、1/3以内）

国産食肉需要構造改善対策事業(組替新規)

1 事業の目的

食料自給率の向上を図る上で、食肉については国産品のシェア拡大、牛肉の需要増進を図ることが課題となっている。しかし、栄養、機能面や安全性の誤解等から、牛肉の需要は低下し、逆に豚肉、鶏肉の消費水準が高まっている状況である。

このため、国産牛肉の地域ブランド化を推進し、生産・需要基盤の強化を図るとともに、特に国産牛肉に重点をおき、消費者等の食肉に関する誤解の払拭と一層の理解醸成を図ることにより、国産食肉の需要割合の拡大を推進する。

2 事業の内容

(1) 国産牛肉の地域ブランド化等の推進

国産牛肉の地域ブランド化を推進するため、地域の販売戦略の策定、販売戦略に基づく販売促進活動の実施、飼養管理技術検討会の開催、飼養管理技術向上のための機器の整備等を行う。

また、国産牛肉の需要拡大・販売促進を図る上での課題、対応策の検討及びその実践、銘柄確立等による牛肉販売拡大の優良事例の調査・分析、普及啓発等を行う。

(2) 国産食肉への理解醸成の推進

食肉の機能・栄養面や安全性に関する消費者等の誤解、不安を払拭しつつ、食肉に対する基本的な理解を深め、牛、豚、鶏肉の需要構造の改善を図るため、食肉に関する相談・情報提供体制の構築、有識者委員からなる食肉学術フォーラムの設置、食肉に関する機能成分等の調査研究・実証試験、シンポジウムや産地交流会、意見交換会などの開催を通じた理解醸成等を行う。

(3) 国産食肉の需要・販路拡大の推進

国産食肉のシェアの拡大を図るため、国産食肉の利用技術の向上及び普及、地域の産品と国産食肉等を使用した特色ある食肉加工品の開発、食肉の海外における需要・販路拡大、学校給食における国産食肉の利用拡大と食肉の消費改善を行う。

3 事業実施主体

民間団体

4 所要額(補助率)

1,300百万円(定額、1/2以内)

畜産副産物需給安定対策事業（組替新規）

1 事業の目的

畜産副産物業界の発展と経営の安定を図るためには、畜産副産物の需要拡大、品質確保及び製造・加工コスト低減、未利用資源の利用に努めていくことが重要であることを踏まえ、畜産副産物及び製品の需給・価格動向等の調査・分析、経営・技術研修等のほか、豚肉骨粉等の安全性確保及び製造拡大に向けた取組を推進し、もって、畜産副産物の需給安定化に資する。

2 事業の内容

(1) 畜産副産物需給安定推進

① 経営安定化推進

学識経験者による畜産副産物製造業の経営改善及び製造技術の向上のためのセミナーを実施する。

② 需給安定化推進

畜産副産物及び製品に関する価格及び需給状況並びに未利用資源の発生状況の調査・分析、情報提供、産業基盤強化のための検討会を実施する。

③ 原皮品質向上推進

牛原皮の品質の向上等を図るためのフレッシングマシンの整備に必要な経費の一部を助成する。

(2) 豚肉骨粉等利用拡大推進

① 豚原料供給拡大推進

牛肉及び豚肉を扱う食肉事業者が、豚以外を含まない原料供給契約を締結し、豚残さ中の牛たん白質の確認検査を実施した場合に、促進費を交付する。

② 豚肉骨粉生産拡大推進

化製業者のワークシェアに必要な豚肉骨粉ラインのクリーニングに必要な経費の一部を助成する。

③ 肉骨粉等品質向上推進

豚肉骨粉等の飼料等利用の阻害要因となっている残存獣毛について、除去技術の調査・検討を行う。

3 事業実施主体 (社)日本畜産副産物協会

4 所要額（補助率）

126百万円（定額、1/2、1/3以内）

家畜個体識別システム定着化事業

1 事業の目的

平成13年度から、牛個体識別情報を一元的に全国データベースで管理する「家畜個体識別システム」を構築し、個体識別情報の入力・整理等を図るとともに、インターネットによる消費者への個体識別情報の提供、新生子牛等へ装着する同一規格の耳標の作成・配布等を実施し、国産牛肉の信頼の回復に努めてきたところである。

平成16年12月から「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」が完全施行され、牛の生産段階から牛肉の流通・消費段階における個体識別番号の伝達・利用が行われている。将来にわたり、国産牛肉の安全性の確保と消費者からの信頼を確保していくためには、個体識別番号等の情報を確実に管理・伝達することが基本であり、本システムの確実かつ的確な運用に向けた取組を推進することが必要である。

このため、本事業により、家畜個体識別システムの確実かつ円滑な運用を確保し、法に基づく牛肉トレーサビリティ制度の的確な実施に資するものとする。

2 事業の内容

- (1) 子牛等へ装着する耳標の作成・配布、配布方法等の検討、個体識別情報の入力等を行う。
- (2) 生産者等が出生・異動等の届出を円滑に実施することを支援するシステムの構築・改善並びに個体情報の集計・分析及び畜産関係者への提供等を行うシステムの構築・改善を行う。
- (3) 家畜個体識別システムの今後の運営に関する検討会等の開催、現地での有効活用等に関する優良事例の調査及び情報収集等を行う。

3 事業実施主体

(社) 家畜改良事業団

4 所要額 (補助率)

500百万円 (定額)

家畜流通安定緊急対策事業

1 事業の目的

近年、肉用牛生産基盤の弱体化等により、肉専用種の子牛価格が高値で推移するなど、肥育農家の肥育素牛確保に悪影響を及ぼしている。

このため、これまで肥育向けに利用されてきた雌子牛について、繁殖技術を有する農家において子牛生産向けへの活用を支援し、わが国の肉用牛生産基盤の強化や肥育素牛の安定確保を図るとともに、家畜市場における肉用子牛の流通を活性化させることにより肉用子牛価格の安定化を図り、国産肉牛の安定供給に資する。

2 事業の内容

(1) 家畜流通安定対策

家畜商が組織する家畜商組合等（以下「組合等」という。）が肉用子牛の集出荷計画を策定し、この計画に基づき、家畜市場等を通じて以下の事業を行う場合、奨励金を交付する。

① 肉用子牛繁殖基盤強化対策

組合等が、肉用子牛を計画的に導入し、そのうち繁殖用に仕向けることが可能な雌子牛を繁殖に取り組む意欲のある農家に預託した場合

② 肉用子牛流通安定化対策

組合等が、家畜市場等を通じて肉用子牛を計画的に導入し、肥育用として農家に預託した場合

(2) 家畜流通安定推進

推進会議の開催、技術指導等を行う。

3 事業実施主体

(社) 日本家畜商協会

4 所要額（補助率）

598百万円（定額）

食肉流通改善総合対策事業

1 事業の目的

近年、牛海綿状脳症（BSE）、高病原性鳥インフルエンザの発生など食肉流通をめぐる情勢が極めて厳しい中で、消費者に安全・安心な食肉を安定的に供給していくことが大きな課題となっている。

このため、食肉流通の各段階において、食肉関係事業者の事業の適正化、業務の効率化、経営の安定・高度化等のための措置を講ずることにより、安全・安心な食肉の安定供給を図り、もって我が国畜産の健全な発展に資する。

2 事業の内容

(1) 食肉卸売市場経営の改善

食肉卸売市場の公正な価格形成機能の維持・安定を図るため、市場経営の改善に向けて必要な調査・検討、情報伝達サービスの向上等のためのモデル的取組及び資金を供給する融資機関に対する利子補給を行うとともに、生産情報の円滑な収集・伝達システムの開発、普及等を行う。

(2) 食肉卸売経営の体質強化

食肉卸売経営の体質強化による国産食肉の安定供給を図るため、食肉流通関連制度の遵守に関する協議会の開催、経営改善を図るための資金を供給する融資機関に対する利子補給、産地情報の伝達機能の強化、高度な加工処理や新たなスペックの技術開発等を行う。

(3) 食肉小売機能の高度化

食肉小売経営における消費者の信頼確保と安全・安心な食肉の供給を図るため、食肉流通関連制度の遵守に関する協議会の開催、経営改善を図るための資金を供給する融資機関に対する利子補給、生産者の顔の見える食肉販売等を行う。

3 事業実施主体

2の(1)：(社)日本食肉市場卸売協会

2の(2)：食肉卸事業協同組合

2の(3)：全国食肉事業協同組合連合会

4 所要額（補助率）

1,540百万円（定額、1/2以内）

肉骨粉適正処分緊急対策事業

1 事業の目的

本来、肉骨粉は飼料用原料等として有用なものであるが、BSEの発生に伴い、牛への誤用を防止する観点から、飼料用・肥料用としての利用を一時停止しているところである。よって、円滑な畜産副産物の処理の継続を図るため、肉骨粉の適正処分を推進し、もって、と畜場機能の維持及び肉畜出荷の安定化を図る。

2 事業の内容

畜産残さのレンダリング処理及びこれにより製造された肉骨粉を焼却処分するのに必要な経費の助成。

3 事業実施主体

(社) 日本畜産副産物協会

4 所要額 (補助率)

8,088百万円 (定額、10/10以内)

B S E 発生農家経営再建支援等事業

1 事業の目的

B S E 発生農家等の経営再建を支援するとともに、B S E 発生地域及びB S E 患畜等が確認された食肉センター等への影響を緩和し、もって我が国畜産の安定に資する。

1 事業の内容

- (1) B S E 患畜等を飼養していた農家への支援
- (2) B S E 患畜等が飼養されていた地域における地域的な影響を緩和するための取組に対する支援
- (3) B S E 患畜等を確認した食肉センター等への支援

1 事業実施主体

(社) 中央酪農会議等

1 所要額 (補助率)

8 8 百万円 (定額、3 / 4 以内、1 / 2 以内)

家畜生産新技術有効活用総合対策事業

1 事業の目的

「家畜改良増殖目標」及び「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を達成するためには、諸外国から輸入される畜産物との品質面での優位差の拡大による競争力強化及び、我が国の高品質な畜産物の輸出に向けた生産体制の整備が不可欠である。

このため、雌雄判別技術を活用した和牛体外受精卵の供給体制の構築等により、肉質等に優れる和牛の生産基盤の強化及びこれらを通じた高品質畜産物の生産量の拡大を図るとともに、近年、新たな国際基準として確立されつつあるアニマルウェルフェアへの的確な対応が、我が国の国際競争力の維持拡大に不可欠な状況となっていることから、科学的根拠に基づく検証等に支援を行い、もって我が国の畜産業の安定的発展に資する。

2 事業の内容

(1) 雌雄判別受精卵等効率活用の推進

子牛登記が可能な和牛の体外受精卵等の供給体制の構築及び生産効率の向上に必要な関連技術の開発、体外受精卵移植等技術の向上等に必要な実践技術マニュアルの作成及び技術向上のための研修会等を開催。

(2) 新たな家畜飼養管理国際基準等対応の推進

国際基準が検討されているアニマルウェルフェアについての的確に対応するため、我が国の家畜飼養の特徴及び経済性を踏まえた科学的根拠に基づく日本独自の飼養管理指針等について、生産現場での検証を行いつつ検討する。

3 事業実施主体

民間団体

4 所要額（補助率）

152百万円（定額）、

家畜防疫互助基金造成等支援事業

1 事業の目的

家畜伝染病のうち、我が国に発生がなく感染力や病性が極めて強い口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚コレラの4疾病、また、ワクチンを用いず早期発見ととう汰により我が国の清浄性を維持することとしている豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザを対象疾病として、万一これらの伝染病が発生した場合、発生時の経済的損失を互助補償する生産者が行う互助基金の造成の支援を行い、異常発見時の早期の届出を促すこととする。

2 事業の内容

牛疫、牛肺疫、口蹄疫、アフリカ豚コレラ、豚コレラ及び高病原性鳥インフルエンザの万一の発生に備え、生産者自らが行う互助基金の造成及び発生時の互助基金の交付等に対する支援を行う。

3 事業実施主体

(社) 全国家畜畜産物衛生指導協会

4 所要額（補助率）

1, 876 百万円（定額、1/2以内）

国産鶏肉生産体制等強化対策事業（新規）

1 事業の目的

近年のWTO体制下での貿易自由化の進展及びEPA・FTA締結国の増加、配合飼料価格の高騰等を踏まえ、国産鶏肉については、需要に的確に対応した供給とともに、安全で消費者や実需者から信頼を確保するため、生産・処理・流通が一体となった品質管理の体制構築が必要となっている。

このため、生産・処理・流通の各段階における国産鶏肉の競争力強化を図るための対策を講じることとし、食鳥産業の健全な発展に資するものとする。

2 事業の内容

(1) 国産鶏肉品質向上推進

食鳥処理場におけるHACCP方式による衛生管理手法の導入とともに、流通段階を含めた総合的な鶏肉の品質管理体制の構築に向けた取組を推進する。

(2) 鶏肉流通円滑化・適正表示推進

鶏肉の流通・販売の実態調査及び鶏肉流通の円滑化に関する検討、適正表示の徹底のための研修会の開催、鶏肉の需要・価格動向等の調査・分析及び関係者への情報提供、低需要部位の需要拡大のための調査、緊急時における食鳥の集出荷・処理の円滑化を図るための取組等を行う。

3 事業実施主体

民間団体

4 所要額（補助率）

153百万円（定額）

鶏卵需給・消費安定特別対策事業

1 事業の目的

近年、鶏卵価格は鳥インフルエンザの影響等により乱高下するとともに、飼料価格の高騰の影響も懸念され、国産鶏卵の安定取引の確保と流通の円滑化が求められている。さらに、消費者から鶏卵の安全や表示への関心が高まる中で、鳥インフルエンザの発生を踏まえた鶏卵の安全性等に関する情報提供を行い、消費の安定を図ることが喫緊の課題となっている。

このため、余剰卵の流通の促進に必要な流通円滑化の手法についての検討等を行うとともに、生産者、消費者、流通・加工等の関係者の安全性に関する相互の理解の醸成を推進し、鶏卵の需給と消費の安定・拡大を図る。

2 事業の内容

(1) 鶏卵の流通円滑化等推進

国内の余剰卵の流通円滑化に必要な枠組みの検討及び鶏卵価格の形成の仕組みの検証を行うとともに、コスト低減した飼料等を使用した鶏卵に関する調査等を行い、加工用鶏卵を含む鶏卵の適切な価格での流通の円滑化を推進する。

(2) 鶏卵安全性等知識普及推進

消費者等に対して、国産鶏卵の安全や表示に関する情報を発信・提供するとともに、生産者組織が消費者団体や流通・加工団体と連携して行う顔の見える関係づくり会合等の活動を推進する。

3 事業実施主体

民間団体

4 所要額（補助率）

21百万円（定額、1／2以内）

高病原性鳥インフルエンザ防疫強化緊急対策事業

1 事業の目的

国内外において高病原性鳥インフルエンザが発生している中、本病の発生予防を確実にを行うためには、全国的なサーベイランスの実施等による監視の徹底と併せて、生産者においても家畜伝染病予防法、防疫指針等全国的な方針の下、飼養衛生管理の徹底を図ることが極めて重要となっている。

高病原性鳥インフルエンザは全国的な発生の懸念があること等から、早急に生産者自らが行うウイルス侵入防止体制の整備を全国的に展開し、全国的な防疫水準の向上を図り、もって我が国養鶏産業の発展に資する。

2 事業の内容

(1) 中央段階

中央推進会議を開催し、全国的な運動とするための共通の取組方向を構築するとともに、全国段階におけるテキスト等の作成・配布、地域の家畜衛生指導者を対象とした全国研修会の開催。

(2) 地域段階

地域の生産者が養鶏生産集団を構成し、お互いの衛生管理をチェックしながら鳥インフルエンザに対する防疫体制の強化を図るために行う以下の緊急的な取組を支援。

① 野生動物等の防除に関する生産現地での研修会の開催

② 養鶏密集地帯等において共同で行う車両消毒やねずみ等の侵入防止対策の実施体制の整備

等

3 事業実施主体

(社) 全国家畜畜産物衛生指導協会

4 所要額 (補助率)

299百万円 (定額、1/2以内)

家畜疾病経営維持資金融通事業

1 事業の目的

畜産経営においてTSE（BSE、スクレイピー等）、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ等広範囲に影響を与える家畜伝染病等が発生した場合には、患畜の殺処分、家畜の移動制限等の措置がとられることとなる。

このような場合に、畜産経営の再開、継続及び維持に必要な家畜の導入、飼料・営農資材の購入等に要する資金を融通し、畜産経営の維持に資するものとする。

2 事業の内容

(1) 融通対象者

① 経営再開資金（発生農家を対象）

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者

② 経営継続資金（移動制限区域内農家を対象）

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜及び畜産物の移動制限等により経営継続が困難となった者

③ 経営維持資金（風評被害農家を対象）

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生により、深刻な経済的影響を受けた者

(2) 貸付対象

家畜の導入、飼料・営農資材等の購入、雇用労賃の支払い等畜産経営の再開、継続及び維持に必要な営農経費

(3) 貸付条件（貸付利率は平成20年2月21日現在）

	経営再開資金	経営継続資金	経営維持資金
貸付限度額	個人 2,000万円 法人 8,000万円	(1頭当たり、100羽当たり) 乳用牛10万円、肥育用牛10万円、 繁殖用雌牛5万円、肥育豚1万円、 繁殖豚2万円、鶏4万円、 繁殖用めん羊及び山羊1万円	
償還期限	5年以内	3年以内	
うち据置期間	2年以内	1年以内	
貸付利率	1.475%以内		1.70%以内
利子補給率	1.475%以内		1.01%以内

3 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行、信用金庫

4 事業実施主体 (社) 中央畜産会

5 融資枠 350億円